

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿島市長 松尾 勝利

市町村名 (市町村コード)	鹿島市(41207)
地域名 (地域内農業集落名)	七浦地区(集落名:江福、飯田、龍宿浦、嘉瀬ノ浦、音成、大宮田尾、小宮道、東塩屋、西塩屋、母ヶ浦、西葉、矢答)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年10月27日(第1回)、令和5年12月25日(第2回) 令和7年11月13日(第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	907 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	879 ha
② 田の面積	203 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	704 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	311 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	9 ha
(参考)区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	491 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	280 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

七浦地域の農家数は2010年の435人に対し、2020年には334人と減少している。年齢別でも60歳以上が全体の75%を占めており(2010、2015、2020農林業センサスより)、農業者の減少と高齢化、遊休農地の増加、農薬・肥料・農業資材の高騰、優良農地と条件が悪い農地が混在していることで集約が難しいことなどが課題となっている。

今後の七浦地域の農業の継続、地域の活性化を進めるためには、分散する担い手の農地を集約化するとともに、将来の地域農業の担い手を確保することが課題であり、そのためには、新規就農者を確保・育成しつつ、担い手への効率的な農地の集約化、農地集約のための団地化や基盤整備、地域の担い手で組織する作業受託組織の組織化、集落営農組織の法人化などを進めていく必要がある。

また農業者減や老朽化によるパイロット施設の課題について、再編整備などの検討を行う必要がある。

・さらにリタイア赤が増え、半分くらいしか作っていなくなるのではないか。

・七浦には企業参入があり土地を探している箇所もある。

・企業参入は荒廃地や段々畑などでもよい場合もある。いろんな土地を紹介できる可能性もある。

・農業委員や推進委員へ担当地区の地図を渡して検討していくことも一つの方法。

・こうやって地区(七浦・浜・古枝)という風に集まるのではなく、集落(飯田・音成・上古枝など)ごとに集まって集落単位での話がよい。

・無理やり計画を立てさせられているような感じがすると反発する人も出てくる。

・農地を集団化したほうが良いのではないか。隣り合った圃場を一つにまとめるなど。そうしないと法人化は難しいと思う。

【七浦地域の基礎的データ】(2020農林業センサスより)

総農家数 : 334戸
農業従事者数 : 525人(うち50歳代以下133人)、団体経営体(1法人・1集落営農組織等)
主な作物 : 水稻、小麦、大豆、たまねぎ、みかん、ぶどう、キウイ、いちご、アスパラ、花き

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・地域の主要作物であるみかんのブランド率向上を図る
- ・優良な農地については将来の担い手へ集積・集約化を図る
- ・耕作条件の悪い農地については基盤整備などを行い、担い手への集約化と作業効率の向上を図る
- ・地域の担い手により作業受託組合を組織し、スマート農業の導入を進め、効率的な作業体系を構築する
- ・集落営農組織の法人化により効率的な農業運営と農地の集積・集約を図る
- ・有機栽培や兼業農家進展により、地域農業の多様化を図る
- ・パイロット施設や農地の再編整備を行い、地域の農業経営の維持を図る
- ・より細かく検討できるよう集落ごとの話し合いを今後検討していく

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構の活用による担い手(認定農業者や認定新規就農者、農業法人、集落営農など)への農地の集積・集約化を基本としつつ、調整を行いながら多様な経営体へも農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	56.7 %	将来の目標とする集積率	60 %
--------	--------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

圃場整備や農地中間管理機構の活用により、ある程度の団地化が図られている。今後も引き続き担い手への農地集積・集約を進め、団地面積の増加を目指す。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

- ・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者、法人、地域の担い手を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
- ・基盤整備を行うことにより新規就農者や地域外からの就農者が入ってきやすい環境を整える。
- ・高齢化等により離農する農業者から担い手への集積がスムーズに図られるよう地域で話し合いを実施する。
- ・農業の作型、農作物の品種、ブランド、作物の生育にあつた集積・集約を進める。
- ・担い手による集積や集約が進まない地域においては集落営農の法人化など営農組織を設立し共同体による農地の団地化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

- ・地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構を活用して地域の担い手や法人、認定農業者、新規就農者を中心に集積・集約の面積拡大を図る。
- ・中間管理機構の手続きの簡素化やデジタル化など効率の良い手続きについて要望や提言も行いながら、積極的に中間管理機構を活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組

- ・農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、音成・嘉瀬ノ浦集落に根域制限みかん栽培等の果樹園芸団地化のための基盤整備を実施する。
- ・農業の生産効率の向上等を図るため、農業者の要望や費用を踏まえた基盤整備に取り組む。
- ・老朽化したパイロット施設については、地域農業の維持を図るため、残す農地やため池の選定、ため池を廃止した場合の農業用水の確保の方法など集落での話し合いを実施し、パイロット施設の再編統合を行っていく。
- ・パイロット施設の話し合いによっては農地の集団化や整備も今後検討していく

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

- ・地域の担い手で作る作業受託組織を設立し、みかんの防除作業等の共同化や効率化、スマート農業化を図る。
- ・既存の農地多面保全組織など地域で協力しながら農地を守っていく。
- ・労働力の確保や機械の共同利用、作業効率化のため、集落営農組合の法人化を図る。
- ・有機農法や無農薬栽培、循環型農業等の環境へ配慮した栽培体系など多様な農業への取組みも実施する。
- ・企業参入で活用できるような農地があれば企業への紹介を検討していく

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

- ・共同省略化機械の導入や作業の受託、共同作業の実施について補助金活用も視野に入れながら、地域内で検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシ等の被害が拡大しないよう農地への進入防止柵や、イノシシが近づかない環境作り等を地域ぐるみで行う。
- ③みかんの防除作業等を効率的に行うため、ドローン防除等の有効性を試験し、将来的なスマート農業化を図っていく。
- ⑧老朽化したパイロット施設については、残す農地やため池の選定、ため池を廃止した場合の農業用水の確保の方法など集落での話し合いを実施し、パイロット施設の再編統合を行っていく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
	計		ha	ha		ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行なうことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
-	-	-	-

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	-	うち計画同意者数(人・%)	-
-------------	---	---------------	---

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行なうことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。